

平成 29 年度 高年齢者雇用に係る給付金の制度改正のご案内

当機構が取扱う高年齢者雇用に係る給付金は以下のとおり改正されました。

(1) 65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進コース)

他のコースの創設に伴い、以下のとおり助成金名が変更されました。

【H29. 3. 31 まで】 65 歳超雇用推進助成金

【H29. 4. 1 以降】 65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進コース)

また、平成 29 年 5 月 1 日から別紙 1 のとおり助成額等が変更されます。

なお、平成 29 年 4 月中に支給申請書が提出されたものの助成額等については、従前の取扱いとします。支給申請の留意事項については別紙 2 をご参照ください。

(2) 65 歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)

高年齢者雇用安定助成金は廃止され、新たな助成金が創設されました。

【廃 止】 高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者活用促進コース)

【創 設】 65 歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)

主な相違点は以下のとおりです。

【措置の内容】

- ・ 措置の内容から、「新分野への進出等」及び「定年の引上げ等」を削除し、「機械設備の導入等」及び「雇用管理制度の導入等、健康管理制度の導入」のいずれかとします。

【支給額等】

- ・ 雇用管理制度の導入等に伴う経費については、30 万円を要したものとみなします。
- ・ 事業主の生産性に関する要件を設け、助成割合等を以下のとおりとします。

		【助成割合】 中小企業	【助成割合】 中小企業以外	対象となる被保険者 1 人あたりの上限額
旧	高年齢者活用促進コース	要した額の 2/3	要した額の 1/2	20 万円 (所定の要件を満た す場合は 30 万円)
新	高年齢者雇用環境整備支援コース	要した額の 60%	要した額の 45%	28 万 5 千円
	高年齢者雇用環境整備支援コース (生産性要件を満たす場合のみ)	要した額の 75%	要した額の 60%	36 万円

(3) 65 歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

高年齢者雇用安定助成金は廃止され、新たな助成金が創設されました。

【廃止】高年齢者雇用安定助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

【創設】65 歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

主な相違点は以下のとおりです。

【対象となる転換制度】

- ・「雇用後 5 年以内に転換する制度」であったものが、「平成 25 年 4 月 1 日以降に締結された契約に係る期間が通算 5 年以内の者を転換する制度」になります。

【支給額】

- ・事業主の生産性に関する要件を設け、1 人あたりの助成額を以下のとおりとします。

		【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
旧	高年齢者雇用安定助成金 高年齢者無期雇用転換コース	50 万円	40 万円
新	65 歳超雇用推進助成金 高年齢者無期雇用転換コース	48 万円	38 万円
	65 歳超雇用推進助成金 高年齢者無期雇用転換コース (生産性要件を満たす場合のみ)	60 万円	48 万円

(4) 生産性要件について

生産性要件の算定方法等については、以下のページ（厚生労働省）をご参照ください。

「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

(5) 改正内容の適用等について

- ・(1) のコースについては、平成 29 年 4 月 1 日以降に支給申請書が提出されたものについてコース名の変更を行い、平成 29 年 5 月 1 日以降に支給申請書が提出されたものについて助成額等を変更します。
- ・(2) 及び (3) において創設されたコースについては、平成 29 年 4 月 1 日以降に計画書が提出されたものについて適用します。なお、平成 29 年 3 月 31 日までに計画書が提出されたものについては、経過措置により、高年齢者雇用安定助成金の制度を適用します。

(事業主の方へ)

平成29年5月1日から 「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)の 助成額等を変更する予定です

「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)は、平成29年5月1日から、下記のように助成額や対象経費の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意下さい。

助成額の変更

(平成29年5月1日以降に支給申請した事業主から適用されます)

●平成29年4月30日までの支給申請分

65歳以上への 定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳まで	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

★定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみ。

●平成29年5月1日以降支給申請分から

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定めの廃止】

() は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数 (※)	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

() は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数 (※)	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

(※) 対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

対象経費の変更

(平成29年5月1日以降に支給申請した事業主から適用されます)

定年引上げ等に要した経費は、平成29年5月1日より下記の2つとなります。

- (1) 就業規則の作成を専門家等へ委託した場合の委託費
- (2) 労働協約により定年の引上げ、定年の定めの廃止、継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタントとの相談に要した経費

詳細は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

LL290401雇高02

65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）支給申請の留意事項

1 提出期限について

改正前の制度の適用を受けるには、平成 29 年 4 月中に支給申請書及び添付書類を都道府県支部に提出をする必要があり、具体的には以下のとおりとします。

- ① 平成 29 年 4 月 28 日（金）の 17 時までに都道府県支部の申請窓口を持参により提出してください。月末においては窓口が込み合う場合がありますので、時間に余裕を持った来所をお願いします。
- ② 郵送等の場合は、平成 29 年 4 月 28 日（金）の 17 時までに都道府県支部の申請窓口に到着するよう、申請者の責任により送付してください。（4 月 29 日及び 30 日については、休業日のため郵便物等の受取は行えません）送付の際は書留郵便等の受取確認のできる方法により送付することを推奨します。

いかなる理由であれ、結果として期限までに申請先窓口に着しない場合は改正前の制度は適用しません。

2 申請様式について

平成 29 年 4 月における申請様式については、改正した様式を該当ページに掲載をしています。ただし、平成 29 年 4 月中に支給申請をする場合に限り、従前の様式を使用しても差し支えありません。

ただし、従前の様式を使用した場合でも、平成 29 年 4 月改正の様式で申請があった場合と同様に取り扱い、平成 29 年 4 月改正の様式の記載事項を了承したものとします。

なお、平成 29 年 5 月以降に支給申請を行う場合は、従前の様式を使用することはできません。